

令和元年6月27日現在

機関番号：12701

研究種目：基盤研究(B)（特設分野研究）

研究期間：2015～2018

課題番号：15KT0002

研究課題名（和文）高齢者法の確立に向けて - 学際的研究による高齢者特有の法的課題の究明

研究課題名（英文）Building the Bases of Elder Law - Pursuing the Legal Issues that is Specific to the Elderly by Interdisciplinary Research

研究代表者

関 ふ佐子（SEKI, Fusako）

横浜国立大学・大学院国際社会科学研究院・教授

研究者番号：30344526

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 13,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、法学と医学の研究者、研究者と実務家の学際的な共同研究により、「高齢者法」を日本で法分野として確立する基盤の構築を目指した。高齢者法研究会において4年間にわたり討議を重ねたことで、少なくとも本研究メンバーの間では、高齢者特有の法的課題や高齢者法の法理念について奥の深い議論をする土壌が出来上がった。

本研究では、高齢者の人間像として、バルネラブルで弱い側面と強い側面の双方が混在していることを確認するとともに、高齢者の特徴として「より長く生きてきた」「終末期がより近い」人たちという2点を炙り出せた。これらの知見により、高齢者が必要とする配慮の内容などを研究していくことが可能となった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究により、「高齢者法」の視角から各種の法的課題を検討する意義を見出すことができ、その成果は令和元年5月に日本社会保障法学会で報告した。学会報告により、「高齢者法」の法分野としての存在意義を世に問うことができた。今後、「高齢者法」の法理念や内容について討議していく基盤を築くことができたといえよう。これは、多くの人が、尊厳をもってよりよい人生の終盤を過ごしうる法制度を構築するための第一歩となる。研究の具体的成果は、日本社会保障法学会の学会誌などで社会に公表予定である。新しい法分野の構築はグループ研究により初めて可能であり、科学研究費による学術的研究に相応しい研究ができたといえよう。

研究成果の概要（英文）：This research aimed to build the bases of one area of law, "Elder Law" in Japan. We tried to pursue this aim with a team that consists of legal scholars, physicians and practitioners such as attorneys. We conducted this interdisciplinary research at the Elder Law Society that I have founded. Through 4 years of discussions, our members at least can now conduct meaningful discussions on the philosophy of Elder Law or the legal issues that are specific to the elderly.

We confirmed that the elderly are both vulnerable and strong. Then we analyzed the featured characteristics of the elderly as the ones who "lived long" and are "approaching the end of life". These characteristics could become the reasons for assuring for example the reasonable accommodations that are needed for the elderly. This collaborative research would hopefully become the basis of the future research that is needed for the elderly to live in dignity in the super-aged society.

研究分野：高齢者法

キーワード：高齢者法 elder law 人生100年時代 ネオ・ジェロントロジー 高齢社会 老化 社会保障法 労働法

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 問題背景

高齢者は他の世代と比べ、相対的に認知機能や身体機能が低下する傾向にある、人生の終焉をより身近に控えた世代である。平均寿命が延び、数十年前の65歳と現在の65歳とでは心身の状態は大きく異なるものの、社会の意識がその変化に対応しておらず、年齢による社会的排除、エイジズム(否定的な高齢者差別)の問題も深刻化しつつある。高齢社会では、年齢差別を無くすとともに、高齢者のニーズ・特徴にあった社会・法制度を整備する必要がある。

また、年金搾取、医療事故、終末期の自己決定、介護保険・生活保護の受給、施設入所・虐待・事故、犯罪、高齢離婚、成年後見、相続・遺産分割、遺言、消費者被害といった高齢者特有の各種の法的課題が発生している。高齢者の尊厳を保った問題解決を図るためには、高齢者特有の事由を実態に即してより具体的に抽出し、検証していく必要性が高い。

(2) 「高齢者法(Elder Law)」の可能性

高齢社会の課題は世界的にあり、1980年代から、アメリカを中心に「高齢者法」という法分野が発展しつつある。高齢者法とは、対象を高齢者に特化した法分野であり、高齢者特有の課題に焦点をあて、高齢者にかかわる法制度全般を横断的・学際的・体系的に検証することにより、高齢者特有の法理論を究明し、高齢者の人権を尊重した法政策を探求する学問領域である。

日本では、法学においては、社会保障法、労働法、民事法、刑事法といった各領域で個別に高齢者をめぐる課題が扱われるにとどまっておらず、高齢者特有の法的課題が適確に検証されているとは言い難い。この点、アメリカの「高齢者法」の知見の導入のみでは、日本の高齢者をめぐる課題を十分に検討できるとは限らない。そこで、アメリカに加えて、高齢者をめぐる課題に長らく取り組んできたイギリス・フランス・ドイツ・EUで先行する研究を参考にしつつ、日本における高齢者特有の法的課題を明らかにし、高齢者法という視角による研究の意義を探っていく必要があった。

2. 研究の目的

本研究は、高齢者特有の法的課題に特化して体系的な研究を行う「高齢者法」という新たな法分野を日本で確立するための土台の構築を研究の目的とした。日本では、高齢者特有の法的課題が明確ではなく、これを研究する意義も認知されない。本研究では、米・英・仏・独・EUで進む研究を参考に、日本における課題を探索的に究明・検証した。同様に、高齢者法という視角から、ネオ・ジェロントロジー研究に法律学がかかわっていく第一歩を目指した。

3. 研究の方法

ジェロントロジー研究の先陣を切る多分野の研究者と法学の研究者との学際的な共同研究の第一歩として、本研究では、医学の研究者の協力を得ながら高齢者の法的課題を検証した。また、法学の研究者が医学の研究者並びに弁護士を中心とする実務家という2つの異なる専門をもつ者と、学際的・横断的な共同研究を行った。

アメリカでは、高齢のクライアント特有の課題に日々直面する実務家の苦悩を研究者が共に検証しながら、「高齢者法」という分野横断的な法分野を、研究者と実務家(弁護士)が協働して構築してきた。本研究では、アメリカの手法に習い、高齢者をめぐる事案を抱える実務家を研究協力者とし共同研究を進めた。具体的には、平成26年8月に研究代表者が立ち上げた高齢者法研究会における多分野の研究者と実務家との定期的な共同研究を、研究の土台とした。各種課題を研究者と実務家双方が報告し討議する形で事例研究を行い、米・英・仏・独・EUの研究状況を参照しながら、実態に即した日本特有の高齢者の法的課題を究明し研究を深めた。

4. 研究成果

(1) 年度ごとの主な研究成果

平成27年度は、第一に、高齢者法研究会を2ヶ月に1度開催した。研究会発足から1年たち、研究会における報告の手法も確立した。研究会では、研究者と実務家が報告する形とし、例えば、4月の研究会では、研究協力者の本間郁子が「特養ホームにおける人権を3つの課題から考える」というテーマで、研究分担者の原田啓一郎が「生活施設の利用者をめぐる諸問題とその論点 - 本間報告を受けて」という報告をした。また、高齢者法に関する分野に造詣の深い研究者や実務家を研究会に招聘した。9月10日は、信州大学の島村暁代氏が「高齢期の所得保障」について、社会保険労務士の山本臣治氏が「高齢者の遺族年金」について報告した。12月21日は、人事院の本田達郎氏が「高齢者医療 - その財源構造と終末期医療をめぐる課題」について、弁護士の榎垣智子氏が「高齢者の財産管理」について報告した。また、平成28年2月23日は、同じ特設分野研究(ネオ・ジェロントロジー)で別の科学研究費を得ている帯広畜産大学の岡崎まゆみ氏が「高齢者の内縁関係解消をめぐる財産分与について」を報告し、研究の垣根を広げることができた。同日は、研究協力者で弁護士の丸尾はるなが「高齢者をめぐる法律相談」について、研究代表者の関ふ佐子が「Starting Ending Note」について報告した。

第二に、9月には、研究分担者の西村淳が日本とイギリスの高齢者介護制度について、多元化する中で公的責任の所在という問題意識を踏まえて比較するために、新たにCare Act 2014が成立したイギリス・ゲーツヘッド市を訪問し、アセスメント、ケアプランの作成、利用

者参加と地域計画などについて、自治体担当者などにヒアリングをした。また、老年学の学位付与をイギリスで初めて行った研究所であるロンドン大学キングズカレッジ老年学研究所を訪問し、イギリスにおける老年学の現状と、その中における高齢者法学の位置づけについて、Anthea Tinker 教授・前所長にヒアリングをした。現地調査から、イギリスには Solicitors for the Elderly はあるものの、legal gerontology という概念がないという点などを明らかにすることができた。

第三に、国内では、高齢者が多く法的課題も山積している東日本大震災の被災地を、高齢者法研究会のメンバーの実務家などと一緒に視察した。原発被災者のなかでも高齢者の被災状況にターゲットをおき、社会福祉協議会や養護老人ホームを視察し、また、富岡町 3.11 を語る会の会員などのヒアリングをしたほか、福島原発事故の被災地などを視察した。震災において、高齢者の被害が他より甚大となった現状を視察し、その法的課題を探った。

平成 28 年度は、第一に、高齢者法研究会を 2 か月に 1 度開催した。研究会は軌道に乗りだし、「高齢者法」をどう定義すべきか、高齢者特有の法的課題は何かといった高齢者法という法分野の確立に向けて重要な論点に関する議論を始めることができた。また、各分野に造詣の深い研究者や実務家を研究会に招聘した。10 月 31 日は、筑波大学の本澤巳代子氏が「在宅介護と家族 - ドイツの例を参考に -」について報告した。研究会では、実態に即した高齢者特有の法的課題に関し、参加者の認識の共通化を図った。例えば、6 月の研究会では、研究分担者で医師の鈴木ゆめが「無理をしない認知症との付き合い方」というテーマで報告し、研究協力者で弁護士の渡邊穰が「弁護士の引退時期に対する私的考察～実務の中で経験した具体的ケースを通じて」という報告をした。また、医学と法学とで連携した学際的な研究の成果としては、医師で研究者の鈴木と法学を研究する関が共同して論文 を公表することができた。

第二に、高齢者法の比較法研究として、研究分担者の川久保寛が、日本に先行して介護保険法を立法し、運用するドイツの実態を明らかにするために、介護保険の保険者である AOK (地区疾病金庫) nordost 介護保険部門 (ベルリン地区) を 8 月に訪問した。連邦州が策定する介護計画によって介護サービスの質および量、施設の配置等を規律していることや、介護保険の保険者によっては歩ける距離にセンターを設けて被保険者に相談・援助を行っていることなどが明らかとなり、日本の介護保険法を模倣した取組みが行われていることが確認できた。

第三に、国内では、熊本地震の被災地を高齢者法研究会のメンバーなどで視察した。特別養護老人ホームや病院の視察では、高齢者の被災状況にターゲットをおいた。また、本間が理事長を務める NPO 法人 U ビジョン研究所が認証した特別養護老人ホーム「龍生園」も調査した。本間の説明を受けながら視察し、監査をめぐる課題の理解を深めることができた。高齢者関連施設や病院が高齢者や障がい者の避難先として震災時に機能する実態も見ることができた。

第四に、研究成果の公表媒体として HP の構築作業に力を入れた。第五に、関が日本社会保障法学会第 70 回秋季大会で「引退過程世代の特徴と課題」について報告した〔学会発表 〕。

平成 29 年度は、第一に、高齢者法研究会を当初は 2 か月に 1 度開催した。本研究の成果を社会保障法学会で報告する準備として、7・8 月と 2 月は合宿を行い、その後は月に 1 度研究会を開催したほか、オンラインでの研究打合せも定期的に行った。さらに、研究会では全国の研究者や実務家が参加できるよう、スカイプも使用した。こうした研究により、高齢者をめぐる法的課題に関する実務の限界を探り、何が高齢者に特有の法的課題であるのかを探究した。

第二に、関、原田および研究分担者の柳澤武が平成 30 年 3 月にアメリカで実態調査を行った。シラキュースでは、アメリカで高齢者法の法分野の発展の中核を担う Nina A. Kohn 教授と度重なる意見交換を行い、高齢者法の定義、高齢者特有の課題などについて貴重な知見を得られた。シラキュース大学では Mary H. McNeal 教授から高齢者法クリニックの実践についても話を聞くほか、高齢者法を専門とする弁護士、裁判官、学生も含めた研究会も実施した。また、シラキュース大学では、老年学と高齢者法の研究者が連携して研究しているため、老年学の研究者である Janet Wilmoth 教授、Merrill Silverstein 教授、Doug Wolf 教授とも意見交換した。この他、CCRC (Continuing Care Retirement Community / 長期ケア退職者コミュニティ) である Loretto を視察し、元ホスピス看護師の Leah Yonker 氏からホスピスの実態を伺った。

高齢者法の研究・教育拠点である Center for Excellence in Elder Law のあるフロリダのステットン大学では、高齢者法を専門とする、Rebecca C. Morgan 教授や Roberta K. Flowers などと意見交換した。加えて、CCRC である Fountains, Freedom Square, Westminster Shors、デイケアセンターである Sunshine Center, Suncoast ホスピスを視察した。高齢者法を専門とする法律事務所では、Charlie Robinson 弁護士などと研究と実務の連携について意見交換した。

第三に、研究成果を公表する媒体として、HP「高齢者法 Japan」を完成させ、これを公開した (<http://elderlawjapan.ynu.ac.jp>)。これにより、高齢者法研究会の動向を開示するほか、高齢者法をめぐる国内の情報として、関連する法律、文献を各領域ごとにまとめ、高齢者をめぐる裁判例情報を厳選して紹介し、各視察報告を活動レポートとして公開することができた。

研究の最終年度である平成 30 年度は、高齢者法をめぐる法理論を紐解くための土台となる充実した研究ができた。高齢者法研究会を 9 回開催し、高齢者特有の法的課題の実態を明らかにするとともに、高齢者法の法理論について討議を重ねた。その成果は、愛媛大学で開かれた日本社会保障法学会で令和元年 5 月 25 日にシンポジウム「高齢者法からみる高齢者特有の課題」(報告者:〔研究代表者〕関、〔研究分担者〕川久保、西村、原田、柳澤)、5 月 26 日にミニシンポジウム「高齢者の意思決定支援の実務とこれから」(報告者:西森利樹・熊本県立大学准教授、丸尾は

るな・弁護士、水谷紀子・社会福祉士、川島通世・弁護士)で報告した。ミニシンポジウムに向けては、実務家と研究者との連携を進めるべく討議を重ね、2週間に1度ほどのスカイプ会議も行った。

また、平成30年6月に関西大学で開かれた比較法学会において、関がアメリカ、川久保がドイツについて報告した〔学会発表、 〕。さらに、海外の高齢者法の研究者が集まった国際学会 Elder Law and Its Discontents にて関が報告とコメントをした〔学会発表 〕。熊本での実態調査など、本研究の研究成果は HP 高齢者法 Japan で公表した。また、高齢者をめぐる基礎的な法律問題を取り上げる書籍『高齢者法 長寿社会の法の基礎』(東京大学出版会)を樋口範雄氏(武蔵野大学)と関が編集する形で、『シリーズ高齢社会(仮)』の一環として7月に出版予定である。本書は、関のほか、本研究のメンバーである原田、川久保が執筆した。このほか、高齢者法をめぐる法理論について、別途、全研究メンバーで書籍を執筆すべく準備を進めている。

(2) 個々の研究成果

共同で行った研究のほか、研究分担者が進めた研究の主だったものは下記の通りである。

研究分担者・川久保は、平成27年度は、よこすか市民後見人制度を手がかりに成年後見制度の実態と支援制度に着目した〔論文³³〕。ドイツ介護保険制度で重要な介護支援拠点の平成28年度の現地調査の成果では、情報提供と意思決定支援の実態把握に努めた〔論文²³〕。平成29年度は焦点をしばり、意思決定支援の在り方を比較法学会で提示した〔学会発表、論文 〕。

研究分担者・櫻庭涼子は、日本において雇用分野における年齢差別禁止がなぜ進まないかについて分析を行い、国際シンポジウム で発表するとともに、論文 を著した。

研究分担者・原田は、研究期間を通じて、フランスの医療保障に関する法制度の現状把握から、高齢者法とのかかわりについて検討を行った〔論文、²⁸〕。また、日本の医療・介護制度に関する現状と課題につき、特にサービス提供主体のあり方の観点から分析を行った〔論、³⁶〕。さらに、地域包括ケアシステムと医療・介護保障の重要性を認識し、医療・介護提供の基礎となる高齢者の住まいと法に関する検討を行い、成果の一部をまとめた〔図書、 〕。

研究分担者・西村は、年金を中心とした高齢者の所得保障制度体系の在り方についての研究を進め、その成果を図書、論文、²⁵、³⁵に掲載し、 で報告した。また、高齢者福祉の地域における権利構造に関する研究を進めた。平成27年9月に、イギリス・ゲーツヘッド市を訪問し、高齢者介護制度の現状と課題についてヒアリングを行った成果を踏まえ、図書、論文、²⁴に掲載し、[、][、][、][、]において報告した。

研究分担者・柳澤は、平成27、28年度は、高齢者であることを整理解雇の人選基準として用いることの問題点について³⁷で、雇止めの基準として年齢を用いることの不合理性について³¹で論じるなど、判例法理の現状分析に注力した。また、²⁹、³⁰、³²では、日本独自の「Teinen」(Mandatory Retirement)が高齢者雇用法制の形成に与えた影響を指摘し、長期的な視点から雇用保険法改正までの高齢者雇用政策の展開過程を検証するなど、歴史研究にも平行して取り組んだ。平成29年度は、²¹に代表される、ハラスメント法理の構造を分析し、エイジズムと法との関係を解析するための基礎研究を行った。そして、平成30年度の[、][、]では、研究の総括として、超長寿時代における高齢者雇用のあり方について、判例法理の現状や日本の現行法制度の問題を交えながら論じ、「高齢者法」の視点を踏まえつつ、雇用政策への示唆を試みた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計37件)

関心佐子「アメリカの終末期ケア ホスピスケアにみる意思決定支援」比較法研究 80、P7-25、査読無、2019

西村淳「高齢者の所得保障制度体系の検討」日本年金学会誌 38、P14-23、査読無、2019
https://doi.org/10.24720/nenkingakkaishi.38.0_14

川久保寛「ドイツにおける高齢者の意思決定支援 - 介護支援拠点および介護相談を手がかりに -」比較法研究 80、P88-101、査読無、2019

関心佐子「高齢者の雇用・社会参加・所得保障」法の支配 189、P60-71、査読無、2018

櫻庭涼子「日本における雇用分野の年齢差別」法政策学の試み(法政策研究) 19、P39-50、査読無、2018

鈴木ゆめ「震える手」歩み(公益財団法人赤枝医学研究財団年報) 3、P31-32、査読無、2018
Jun Nishimura「Inclusion of Local Residents by the Integrated Community Care System」*Journal of Japanese Law* 23(45)、P17-27、査読無、2018

西村淳「参加支援の観点から見た社会福祉の法体系論」神奈川県立保健福祉大学誌 15、P3-13、査読有、2018 <http://id.nii.ac.jp/1358/00000037/>

原田啓一郎「介護人材不足と高齢者の介護保障」法学セミナー767、P40-45、査読無、2018

柳澤武「人生100年時代の高齢者雇用」ジュリスト 1524、P90-95、査読無、2018

柳澤武「職場のダイバーシティと雇用平等法」運輸と経済 78(9)、P47-53、査読無、2018

柳澤武「有期労働契約における年齢を理由とする不更新の合理性」法律時報 1112、P111-114、査読無、2018

川久保寛「通所介護記録に記載のないサービスの提供と介護報酬の返還請求」北大法学論集 69(2)、P353-368、査読有、2018 <http://hdl.handle.net/2115/71184>

- 関心佐子「引退過程世代の特徴と課題」社会保障法 32、P185-189、査読無、2017
- 関心佐子「高齢者の所得保障」法律時報 89(3)、P46-53、査読無、2017
- 関心佐子「アメリカにおける医療の質と費用の管理」『ダイナミックに変化するアメリカ医療（日本医師会・民間病院アメリカ医療・福祉調査団報告書）』、P44-57、査読無、2017
- 鈴木ゆめ・関心佐子「私の診療経験から 無理をしない認知症との付き合い方 認知症をめぐる医学と法学の連携」臨牀と研究 94(2)、P113-118、査読無、2017
- Yume Suzuki, Osamu Tochikubo, Kotaro Yamasue, Takao Naitoh「The evaluation of the body balance and the neurocognitive impairment」online Journal of the *Neurological Sciences* 2017 (XXIII World Congress of Neurology 2017)、査読無、2017
- 原田啓一郎「医療制度の財政」フランス医療保障制度に関する調査研究報告書、P39-51、査読無、2017
- 原田啓一郎「医療・介護サービス提供主体と特殊な法人形態」法律時報 89(3)、P38-45、査読無、2017
- ⑲ 柳澤武「労働法上の権利行使に対する抑制と報復 不利益取扱いからハラスメント法理へ？」法律時報 1107、P78-83、査読無、2017
- ⑳ 川久保寛「判例回顧（社会保険系）」社会保障法 32、P260-263、査読無、2017
- ㉑ 川久保寛「2章 ドイツ介護保険制度における介護者の支援」JILPT 資料シリーズ 186、P18-29、査読無、2017
- ㉒ 西村淳「ケアの倫理に基づく社会保障の理念 - その制度設計に対する意義に関する覚書」年報公共政策学 10、P109-124、査読無、2016
- ㉓ 西村淳「高齢期所得保障における公と私 - 公的年金と私的年金」社会保障法 31、P13-27、査読無、2016
- ㉔ 鈴木ゆめ「認知症患者だらけの社会をどう住みやすくするか」「認知症 かかったかな！と思ったら」「教えます 認知症と賢く付き合う方法（上）（下）」読書オンライン「深読みチャンネル」、査読無、2016
- ㉕ 鈴木ゆめ「無理をしない認知症との付き合い方」老年期認知症研究会誌 21(3)、P28-29、査読無、2016
- ㉖ 原田啓一郎「フランスの診療報酬制度」健保連海外医療保障 111、P12-19、査読無、2016
- ㉗ 柳澤武「新しい雇用保険法 65歳以上への適用拡大」季刊労働法 254、P63-70、査読無、2016
- ㉘ 柳澤武「高年齢者雇用の法政策 歴史と展望」日本労働研究雑誌 674、P66-75、査読無、2016
- ㉙ 柳澤武「有期労働契約における『年齢』を理由とする雇止めの合理性」労働法律旬報 1863、P22-31、査読無、2016
- ㉚ 柳澤武「高齢者雇用のめぐる法制度の現状と課題」連合総研レポート DI0 313、P8-11、査読無、2016
- ㉛ 川久保寛「市民後見人制度の現状と課題 - 「よこすか市民後見人」制度の分析を通じて - 」神奈川県立保健大学誌 13 - 1、P15-24、査読有、2016
<http://id.nii.ac.jp/1358/00000008/>
- ㉜ 関心佐子「年金は退職年金か老齢年金か」Works Report 2015「次世代シニア問題への処方箋」5月号、P26、査読無、2015
- ㉝ 西村淳「年金における公私の役割分担」年金と経済 34-3、P17-22、査読無、2015
- ㉞ 原田啓一郎「医療保険制度改革の一考察 - 被用者保険への影響を中心に」季刊労働法 251、P102-113、査読無、2015
- ㉟ 柳澤武「整理解雇法理における人選基準の法的意義」法政研究 82、P769-791、査読無、2015

〔学会発表〕(計 15 件)

- Fusako SEKI「Impact of Impression over Reasoning, Comments on prof.Lilach Lurie paper」International Conference: Elder Law and Its Discontents, 2018
- 関心佐子「高齢者医療・介護と法：アメリカ」比較法学会第 81 回研究大会、2018
- Jun Nishimura「Integrated Community Care and Local Community」A Cooperative Establishment in a Downscaling Society, 2018
- 西村淳「高齢者の所得保障制度体系の検討」第 38 回日本年金学会総会・研究発表会、2018
- 西村淳「ソーシャルワークと法の関係に関する日英比較」日本社会福祉学会第 66 回秋季大会、2018
- 西村淳「ケアの倫理に基づく保健福祉制度の構想」日本保健福祉学会 2018 年度学術集会、2018
- 川久保寛「ドイツにおける高齢者の意思決定支援 - 介護支援拠点および介護相談を手がかりに - 」比較法学会第 81 回研究大会、2018
- 櫻庭涼子「年齢差別 - 商取引と労働法における年齢差別の正当化および制約：日本における類似法律とその適用」国際シンポジウム「高齢化社会における法の応答」、2017
- Yume Suzuki, Osamu Tochikubo, Kotaro Yamasue, Takao Naitoh「The evaluation of the body balance and the neurocognitive impairment」XXIII World Congress of Neurology

13rd, 2017

西村淳「地域福祉における市民参加支援に係る公的責任のあり方」日本社会福祉学会第 65 回秋季大会、2017

関ふ佐子「ミニシンポジウム 引退過程世代の特徴と課題」日本社会保障法学会第 70 回秋季大会、2016

西村淳「生活困窮者に対する自立相談支援事業の実態と課題」日本社会福祉学会第 64 回秋季大会、2016

鈴木ゆめ「Evaluation of the performance of the 'Neurocognitive Disorder Care Center' of YCU Hospital」第 57 回日本脳神経学会学術大会、2016

西村淳「多元化する地域ケアにおける公的責任」社会政策学会第 131 回(2015 年度秋季)大会、2015

原田啓一郎「社会保険と事業主の届出義務」日本社会保障法学会第 68 回秋季大会、2015

〔図書〕(計 11 件)

関ふ佐子「高齢者法の意義」「高齢者と経済的基盤」樋口範雄 = 関ふ佐子編著『高齢者法』東京大学出版会、P1-25、P99-126、2019(出版確定)

原田啓一郎「「高齢者の住まい」と法」樋口範雄 = 関ふ佐子編著『高齢者法』東京大学出版会、P75-98、2019(出版確定)

川久保寛「「高齢者の医療・介護・福祉」と法」樋口範雄 = 関ふ佐子編著『高齢者法』東京大学出版会、P27-74、2019(出版確定)

原田啓一郎「住宅政策と福祉政策」増田幸弘 = 三輪まどか = 根岸忠編著『変わる福祉社会の論点』信山社、P163-171(280)、2018

柳澤武「雇用平等法の形成と展開」日本労働法学会編『講座労働法の再生第 4 巻 人格・平等・家族責任』日本評論社、(340)、2017

関ふ佐子 = 川島志保『家族と高齢社会の法』放送大学教育振興会、(232)、2017

鈴木ゆめ『Miller Fisher 症候群』図説神経機能解剖テキスト』文光堂、(344)、2017

鈴木ゆめ『めまいの治療』Medical Practice 34 (2)』文光堂、(174)、2017

西村淳「社会保障と公共政策」西村淳編『公共政策学の将来 理論と実践の架橋をめざして』北海道大学出版会、P249-276(338)、2016

関ふ佐子「公務員の年金と雇用」西村淳編『雇用の変容と公的年金 法学と経済学のコラボレーション研究』東洋経済新報社、P157-184(272)、2015

西村淳「年金給付の権利の規範的基礎としての雇用」西村淳編『雇用の変容と公的年金 法学と経済学のコラボレーション研究』東洋経済新報社、P243-270(272)、2015

〔その他〕

ホームページ等 高齢者法 Japan : <http://elderlawjapan.ynu.ac.jp/>

6. 研究組織

(1) 研究分担者

櫻庭 涼子 (SAKURABA, ryoko)

神戸大学・大学院法学研究科・教授 研究者番号: 20362808

西村 淳 (NISHIMURA, jun)

神奈川県立保健福祉大学・保健福祉学部・教授 研究者番号: 20746523

原田 啓一郎 (HARADA, keiichiro)

駒澤大学・法学部・教授 研究者番号: 40348892

鈴木 ゆめ (SUZUKI, yume)

横浜市立大学・附属市民総合医療センター・教授 研究者番号: 70236024

柳澤 武 (YANAGISAWA, takeshi)

名城大学・法学部・教授 研究者番号: 70363306

川久保 寛 (KAWAKUBO, hiroshi)

神奈川県立保健福祉大学・保健福祉学部・准教授 研究者番号: 90706764

(2) 研究協力者

川島 通世 (KAWASHIMA, michiyo)

丸尾 はるな (MARUO, haruna)

水谷 紀子 (MIZUTANI, noriko)

荻谷 聡史 (OGIYA, satoshi)

本間 郁子 (HONMA, ikuko)

渡辺 譲 (WATANABE, jyo)

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。